

## 岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の許可の申請は、風致地区内行為許可申請書（様式第1号）に説明書（様式第2号）及び別表の行為の欄の区分に応じ同表に定める図面を添えて、市長に対し提出して行わなければならない。

2 条例第4条第3項の規定の適用を受けようとする者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類、図面及び写真を添付しなければならない。

- (1) 建て替え前の建築物の登記事項証明書その他の建て替え前の建築物が昭和45年6月14日前に新築された建築物であることを証する書類
- (2) 建築物の敷地の登記事項証明書その他の建築物の敷地の面積が100平方メートル以下であることを証する書類
- (3) 住民票その他の建て替え前の建築物に居住していることを証する書類
- (4) 建て替え後の建築物に引き続き居住することを誓約する書類
- (5) 現況配置図
- (6) 現況各階平面図
- (7) 現況立面図
- (8) 現況写真

(協議を要する者)

第3条 条例第2条第3項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (9) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公

社

(10) 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条に規定する地方道路公社

(11) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項に規定する土地開発公社

（適用除外）

第 4 条 条例第 3 条第 1 号から第 3 号までに規定する規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

(2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為

(3) 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為

(4) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川又は同法第 100 条第 1 項に規定する準用河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(5) 独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 12 条第 1 項（同項第 4 号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

(6) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

(7) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止工事の施行に係る行為

(8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(9) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 41 条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

(10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る

行為

- (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林道構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (17) 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- (18) 航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (19) 港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- (20) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
- (21) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (22) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (23) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- (24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (25) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は

管理に係る行為

- (26) 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (28) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (29) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (30) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- (31) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (32) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 4 条による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為
- (33) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (34) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (35) 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 3 条第 1 項に規定する鉱物の掘採に係る行為（行為の終了等の届出）

第 5 条 条例第 2 条第 1 項の許可（以下「許可」という。）を受けた者は、当該許可に係る行為を終了し、又は廃止し、若しくは中止したときは、風致地区内行為（終了・廃止・中止）届出書（様式第 3 号）に現況写真を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（住所等の変更の届出）

第 6 条 許可を受けた者は、住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、住所等変更届出書（様式第 4 号）にその

事実を証する書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第7条 許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る行為を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により、当該許可に係る行為を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る行為を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、風致地区内行為地位承継届出書(様式第5号)に承継があったことを証する書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第8条 許可を受けた者から当該許可に係る土地又は建築物等の所有権その他の当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により地位を承継した者について準用する。

(標識の設置)

第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為に係る土地の見やすい場所に風致地区内行為許可標識(様式第6号)を設置しなければならない。

(協議し、又は通知して行う行為の手続等)

第10条 第2条及び第5条から前条までの規定は、条例第2条第3項の規定により市長と協議して行う行為及び条例第3条の規定により市長に通知して行う行為について準用する。

(身分証明書)

第11条 条例第6条第3項に規定する証明書は、身分証明書(様式第7号)とする。

(書類等の提出部数)

第12条 第2条、第5条、第6条及び第7条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により提出する書類、図面及び写真の部数は、正本及び副本各1部とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

行為	図面	
	種類	明示すべき事項
建築物等の新築、改築、増築又は移転	縮尺 2,500 分の 1 以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	敷地求積図	求積を行う上で必要となる距離及び求積計算表
	縮尺 600 分の 1 以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内における建築物等の位置、用途及び敷地の境界線からの外壁後退距離
	縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、ひさし及びベランダの寸法並びに建築面積及び延床面積の計算書
	縮尺 200 分の 1 以上の立面図(2面以上のもにに限る。)	縮尺、建築物の最高の高さ、屋根及び外壁の着色及び仕上げの仕様、設計地盤面並びに平均地盤面
	縮尺 200 分の 1 以上の構造図(工作物に限る。)	縮尺、工作物の断面、現況地盤面、設計地盤面、平均地盤面、申請に係る工作物と他の工作物との区分及び工作物の展開図
	縮尺 600 分の 1 以上の敷地断面図(直交する2面以上のもにに限る。)	縮尺及び敷地に接する道路、土地等との境界部分の形態
	縮尺 600 分の 1 以上の植栽計画図	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書
建築物等の色彩の変更	縮尺 2,500 分の 1 以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	縮尺 600 分の 1 以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内

		における建築物等の位置、用途及び敷地の境界線からの外壁後退距離
	縮尺 200 分の 1 以上の立面図(2 面以上のものに限る。)	縮尺、建築物の最高の高さ並びに屋根及び外壁の着色及び仕上げの仕様
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	縮尺 2,500 分の 1 以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	敷地求積図	求積を行う上で必要となる距離及び求積計算表
	縮尺 600 分の 1 以上の現況図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
	縮尺 600 分の 1 以上の平面計画図	縮尺、土地利用計画、切土及び盛土の区分、切土及び盛土を行う敷地の面積並びに切盛土量計算書
	縮尺 600 分の 1 以上の断面図	縮尺、現況と行為後の断面の比較、切土及び盛土の区分並びにのりの高さ、勾配及び保護の方法
	縮尺 600 分の 1 以上の植栽計画図	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書
水面の埋立て又は干拓	縮尺 2,500 分の 1 以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	縮尺 600 分の 1 以上の現況図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
	縮尺 600 分の 1 以上の平面計画図	縮尺、行為途中及び行為後の土地利用計画、現況と行為後の断面の比較、切土及び盛土の区分、切土及び盛土を行う敷地の面積並びに切盛土量計算書

	縮尺 600 分の 1 以上の植栽計画図	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書
木竹の伐採	縮尺 2,500 分の 1 以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	縮尺 600 分の 1 以上の現況図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
	縮尺 600 分の 1 以上の植栽計画図	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書
土石の類の採取	縮尺 2,500 分の 1 以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	縮尺 600 分の 1 以上の現況図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
	縮尺 600 分の 1 以上の断面図	縮尺、現況と行為後の断面の比較、切土及び盛土の区分並びにのりの高さ、勾配及び保護の方法
	縮尺 600 分の 1 以上の植栽計画図	縮尺、行為途中及び行為後の木竹の位置、種類、本数 高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	縮尺 2,500 分の 1 以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	敷地求積図	求積を行う上で必要となる距離及び求積計算表
	縮尺 600 分の 1 以上の現況図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り



	縮尺 600 分の 1 以上の 平面計画図	縮尺、行為途中及び行為後の土地利用 計画、現況と行為後の断面の比較、堆 積物の種類、堆積を行う敷地の面積並 びに堆積量計算書
	縮尺 600 分の 1 以上の 断面図	縮尺、現況と行為後の断面の比較、切 土及び盛土の区分並びにのりの高さ、 勾配及び保護の方法
	縮尺 600 分の 1 以上の 植栽計画図	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ 及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計 算書

様式第1号(第2条関係)

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

岸和田市長 様

申請者 住所

氏名

㊟

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話

岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり許可を申請します。

風致地区の名称				
行為地の所在及び地番				
行為地の面積及び地目	面積	m <sup>2</sup>	地目	1 田 2 畑 3 宅地 4 山林 5 原野 6 その他 ( )
行為の種類	1 建築物等の新築、改築、増築又は移転 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積			
行為の目的				
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日			

備考 申請手続を代理人が行う場合は、申請者の委任状を添付すること。

様式第2号（第2条関係）

（その1）

建築物説明書

土地の形質の変更の有無	1 有（面積 $m^2$ 最高のり高 $m$ ）			2 無
工事の種類	1 新築	2 改築	3 増築	4 移転
常設又は仮設の別	1 常設 2 仮設（ $\quad$ 年 月 日～ $\quad$ 年 月 日）			
用途				
棟数				
敷地面積	(A) $m^2$			
建築面積	申請部分	申請以外の部分	合計	
	$m^2$	$m^2$	(B) $m^2$	
延べ面積	$m^2$	$m^2$	$m^2$	
建蔽率	$\frac{(B)}{(A)} \times 100 = \quad \%$			
高さ(改築前)	$m$ (改築前 $m$ )			
申請部分から敷地の境界線までの最短距離	道路に接する部分	$m$		
	その他の部分	$m$		
構造	1 木造    2 鉄筋コンクリート造    3 鉄骨造 4 コンクリートブロック造    5 その他（ $\quad$ ）			
	地上	階	地下	階
外壁の色彩				
屋根の色彩				
敷地内の木竹の有無		緑化率	%	
植栽計画				
工事施工者の住所及び氏名				
	電話			

備考

- 敷地内の木竹の有無の欄及び植栽計画の欄には、主な木竹の種類、高さ、本数及び位置を簡単に記入すること。
- 土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積を伴う場合は、様式第2号（その4）、様式第2号（その5）、様式第2号（その6）又は様式第2号（その8）を添付すること。

(その2)

工作物説明書

土地の形質の変更の有無	1 有 (面積 $m^2$ 最高のり高 $m$ )	2 無			
工事の種類	1 新築	2 改築	3 増築	4 移転	
常設又は仮設の別	1 常設	2 仮設 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )			
用途					
敷地面積	$m^2$				
高さ	$m$				
構造	1 木造	2 鉄筋コンクリート造	3 鉄骨造	4 コンクリートブロック造	5 その他 ( )
その他の構造の概要					
色彩					
敷地内の木竹の有無		緑化率		%	
植栽計画					
工事施工者の住所及び氏名	電話				

備考

- 1 その他の構造の概要の欄には、長さ、幅員、容積等を記入すること。
- 2 敷地内の木竹の有無の欄及び植栽計画の欄には、主な木竹の種類、高さ、本数及び位置を簡単に記入すること。
- 3 土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積を伴う場合は、様式第2号(その4)、様式第2号(その5)、様式第2号(その6)又は様式第2号(その8)を添付すること。

(その3)

建築物等の色彩変更説明書

色彩を変更する建築物等の種類	1 建築物（外壁 屋根） 2 工作物（ ）
現在の色彩	
変更後の色彩	
変更理由	
行為地付近の現況	

備考 行為地付近の現況の欄には、行為地付近の地形並びに主な木竹の種類及び高さを記入すること。

(その4)

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更説明書

面積		m <sup>2</sup>
最高のり高		m
切土		m <sup>3</sup>
盛土		m <sup>3</sup>
行為地の現況		
風致の維持のために行う措置		
緑化率		%
工事施工者の住所及び氏名		電話

備考

- 1 行為地の現況の欄には、行為地の地形、田、畑、山林等の土地の利用現況並びに主な木竹の種類及び高さを記入すること。
- 2 木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積を伴う場合は、様式第2号（その6）又は様式第2号（その8）を添付すること。

(その5)

水面の埋立て又は干拓説明書

工種の種類	1 埋立て	2 干拓
面積	m <sup>2</sup>	
行為地付近の現況		
風致の維持のために行う措置		
緑化率	%	
工事施工者の住所及び氏名	電話	

備考

- 1 行為地付近の現況の欄には、水の汚濁状況並びに主な木竹の種類及び高さを記入すること。
- 2 木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積を伴う場合は、様式第2号（その6）又は様式第2号（その8）を添付すること。

(その6)

木竹の伐採説明書

森林地内の木竹の伐採	面積				m <sup>2</sup>
	伐採量				m <sup>3</sup>
	伐採方法	1 皆伐	2 択伐 (択伐率	%)	
	林相	1 針葉樹林	2 広葉樹林		
		3 針広混交樹林 (占領面積比 針・広)	4 竹林		
	主な木竹の種類				
	林齢	年 ~ 年			
	行為地付近の現況				
	風致の維持のために行う措置				
工事施工者の住所及び氏名	電話				
集団をなす木竹の伐採	面積				m <sup>2</sup>
	伐採量				本
	採取方法	1 皆伐	2 択伐 (択伐率	%)	
	主な木竹の種類				
	林齢	年 ~ 年			
	行為地付近の現況				
	風致の維持のために行う措置				
	工事施工者の住所及び氏名	電話			
	独立樹木の伐採	樹種名	樹齢	樹高	幹まわり(地上より 1.5m)
		約 年	m		

備考 森林地内の木竹の伐採又は集団をなす木竹の伐採の行為地付近の現況の欄には、行為地付近の地形並びに主な木竹の種類及び高さを記入すること。



(その7)

土石類の採取説明書

面積	m <sup>2</sup>
採取量	m <sup>3</sup>
採取土石類の種類	
風致の維持のために行う措置	
工事施工者の住所及び氏名	電話

備考 木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積を伴う場合は、様式第2号(その6)又は様式第2号(その8)を添付すること。

(その8)

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積説明書

堆積物の種類	土石 ・ 廃棄物 ・ 再生資源
面積	m <sup>2</sup>
堆積の高さ	m
堆積の量	m <sup>3</sup>
行為地の現況	
風致の維持のために行 う措置	
緑化率	%
工事施工者の住所及び 氏名	電話

備考

- 1 行為地の現況の欄には、行為地の地形、田、畑、山林等の土地の利用現況並びに主な木竹の種類及び高さを記入すること。
- 2 木竹の伐採を伴う場合は、様式第2号（その6）を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

風致地区内行為（終了・廃止・中止）届出書

年 月 日

岸和田市長 様

届出者 住所

氏名

⑩

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	
許可年月日	
許可を受けた行為	
行為地の所在	
行為着手年月日	
行為（終了・廃止・中止）年月日	
理由（廃止又は中止の場合）	

様式第4号（第6条関係）

住所等変更届出書

年 月 日

岸和田市長 様

届出者 住所

氏名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり変更がありましたので、岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第6条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

変更事項		
変更内容	新	
	旧	
風致地区の名称		
行為地の所在及び地番		
許可を受けた行為の種類		
許可番号		
許可年月日		
理由		

様式第5号（第7条、第8条関係）

風致地区内行為地位承継届出書

年 月 日

岸和田市長 様

届出者 住所

氏名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり地位を承継したので、岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（第7条第2項・第8条第2項において準用する同規則第7条第2項）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

被承継人の住所及び 氏名	住所	
	氏名	
風致地区の名称		
行為地の所在及び地番		
許可を受けた行為の種類		
許可番号		
許可年月日		
理由		

様式第6号（第9条関係）

風致地区内行為許可標識	
許可番号	
許可年月日	
許可を受けた行為の種類	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為者	住所
	氏名
工事現場管理者	住所
	氏名
	連絡先
その他	

90センチメートル以上

60センチメートル以上

（表）

第	号
身分証明書	
所属・職名	
氏名	
上記の者は、岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例第6条第2項の規定により、風致地区内の土地に立ち入ることができる者であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
岸和田市長	
印	

（裏）

岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋） （報告の徴収及び立入検査等）
第6条 市長は、前条第1項の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対して、同項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
(1) 第2条第1項の許可を受けた者
(2) 第2条第1項の許可に係る工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
2 市長は、第2条第1項又は前条第1項の規定の実施に必要な限度において、その職員に風致地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は第2条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。
3 前項の規定により立入調査又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。